

岡山県地域医療支援センター運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 医師の地域偏在を解消することを目的として、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援等を行う「岡山県地域医療支援センター」(以下「センター」という。)の運営が、地域の医療関係者の合意のもと、設置の趣旨に沿って効果的に行われるようにするため、「岡山県地域医療支援センター運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項について、必要な連絡・調整を行うことにより、センターの円滑で機動的な運営に努める。

- (1) 医師の地域偏在を解消するに当たっての問題意識や情報等の地域医療関係者間による共有
- (2) センターの運営方針及び業務内容の検討
- (3) 医師のキャリア形成支援のための有効な方策の検討
- (4) その他、センターの業務に関する重要事項の検討

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、大学、関係医療機関、医師会、市町村、保健所等の代表者等から、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、会長から指示された事項について調査等を行うものとする。
- 3 作業部会は、調査等の経過及び結果について、随時、運営委員会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月7日から施行する。